

保育所・幼稚園・認定こども園・放課後児童クラブ

1 保育所等利用状況

認可保育所は、保護者の就労や疾病等の事由により家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行い、児童の心身の健全な発達を図る施設です。

令和3年4月1日現在の認可保育所は、私立保育所7か所で、420人の児童を保育しています。

また、認可保育所の他に、幼稚園や認定こども園等にて5,555人の児童の教育・保育を行っています。

(1) 学齢前児童数

(単位:人)

区 分	総 数	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
児 童 数	8,129	1,197	1,217	1,368	1,392	1,405	1,550

(2) 利用児童数(広域入所含む)

(単位:人)

区 分	総 数	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	
認 可 保 育 所	420	27	61	88	76	76	92	
認 可 外 保 育 施 設	98	2	32	34	18	9	3	
事 業 所 内 保 育 施 設	355	29	91	81	63	46	45	
幼 稚 園	406	—	—	—	114	135	157	
認 定 こ ど も 園 (幼 保 連 携 型)	2号・3号	1,565	90	263	327	290	298	297
	1号	1,125	0	0	0	359	361	405
認 定 こ ど も 園 (幼 稚 園 型)	2号・3号	140	8	20	59	21	13	19
	1号	531	0	0	0	159	169	203
認 定 こ ど も 園 (保 育 所 型)	2号・3号	1,144	70	184	221	215	201	253
	1号	191	0	0	0	60	71	60
計	5,975	226	651	810	1,375	1,379	1,534	
学 齢 前 児 童 数 に 対 する 利 用 率 (%)	73.5%	18.9%	53.5%	59.2%	98.8%	98.1%	99.0%	

(3) 保育所等の施設数および入所児童数の推移

(各年度4月1日現在)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
認定こども園(幼保連携型)	施設数	23か所	23か所	28か所
	入所児童数 (2号・3号) (1号)	1,110人 1,231人	1,185人 1,144人	1,565人 1,125人
	定員	2,887人	2,927人	3,352人
	定員充足率	81.1%	79.6%	80.3%
認定こども園(幼稚園型)	施設数	6か所	7か所	6か所
	入所児童数 (2号・3号) (1号)	167人 633人	168人 614人	140人 531人
	定員	868人	913人	793人
	定員充足率	92.2%	85.7%	84.6%
認定こども園(保育所型)	施設数	19か所	19か所	19か所
	入所児童数 (2号・3号) (1号)	1,278人 185人	1,207人 188人	1,144人 191人
	定員	1,626人	1,616人	1,546人
	定員充足率	90.0%	86.3%	86.4%
認可保育所	施設数	11か所	11か所	7か所
	入所児童数	869人	830人	420人
	定員	900人	900人	460人
	定員充足率	96.6%	92.2%	91.3%
幼稚園	施設数	8か所	6か所	6か所
	入所児童数	529人	540人	406人
	定員	865人	760人	760人
	定員充足率	61.2%	71.1%	53.4%
認可外保育施設 (事業所内保育施設を除く)	施設数	9か所	9か所	10か所
	入所児童数	87人	97人	98人
	定員	219人	179人	194
	定員充足率	39.7%	54.2%	50.5%
事業所内保育施設	施設数	17か所	17か所	15か所
	入所児童数	242人	208人	355人
	定員	—	—	—
	定員充足率	—	—	—

2 特別な保育の実施施設（令和3年度実施予定施設 ※市の委託事業および補助事業を記載）

施設名	延長保育					一時預かり		休日保育	病児保育	セ ン ター	支 援 地 域 子 育 て	保 育 所 地 域 交 流	活 動 講 座	事 業 交 流	異 年 齢 児	
	保 育 短 時 の 延 長	30分	1時間	2時間	3時間	一 般 型	幼 稚 園 型									
公立	認定こども園函館市つつじ保育園	○		○						○						
	小計	1		1						1						
私立	函館花園認定こども園	○	○				○			○						
	函館亀田港保育園						○			○	○					
	認定こども園函館石川保育園						○			○						
	認定こども園眞宗寺保育園							○								
	函館福ちゃん保育園		○				○									○
	青い鳥保育園		○				○					○	○			
	五稜郭認定こども園															
	なかよし認定こども園				○		○	○								
	神山保育園		○													
	認定こども園つぐみ保育園		○				○	○								
	かぜのご認定こども園															
	あすなろ保育園						○									
	おおぞら保育園															
	認定こども園旭岡保育園		○				○	○								
	認定こども園コバト保育園															
	つくしの子保育園		○									○				
	函館大谷短期大学附属港認定こども園						○			○						
	認定こども園函館美原保育園		○				○	○		○						
	認定こども園函館桔梗保育園			○			○	○								
	赤川認定こども園		○				○	○		○						
	認定こども園函館市松陰保育園		○				○	○								
	中央認定こども園		○					○	○	○						
	駒止認定こども園		○					○								
	亀田認定こども園		○					○								
	はまなす認定こども園		○				○	○								
	谷地頭認定こども園		○					○								
	ゆりかご認定こども園		○					○								
	鍛冶さくら認定こども園		○				○	○		○						
	認定こども園杉の子保育園						○	○	○							
	認定こども園函館深堀保育園							○		○						
	函館認定こども園						○	○								
	人見認定こども園		○				○									
	認定こども園函館高砂保育園		○					○								
	いづみ認定こども園						○	○								
	認定 根崎こども園		○				○	○								
	認定こども園函館上湯川保育園							○								
	函館三育認定こども園				○		○	○								
	認定こども園うみの星保育園		○					○								
	つくし認定こども園		○					○								
	駒場認定こども園		○					○								
	函館大谷短期大学附属認定こども園							○								
	認定こども園函館ちとせ幼稚園						○	○								
	幼保連携型認定こども園						○	○								
	認定こども園 国の華幼稚園							○								
	認定こども園総合施設函館若葉幼稚園		○					○								
	認定こども園高丘幼稚園						○	○								
	南かやべ認定こども園							○		○						
	認定こども園太陽の子幼稚園							○								
	認定こども園第二太陽の子幼稚園							○								
	認定こども園函館ひかり幼稚園							○								
	認定こども園龍谷幼稚園							○								
	認定こども園花園大谷幼稚園							○								
	認定こども園函館大谷幼稚園							○								
	認定こども園ききょう幼稚園							○								
	認定こども園遺愛幼稚園						○	○								
	認定こども園遺愛旭岡幼稚園						○	○								
	認定こども園函館藤幼稚園						○	○								
	認定こども園カトリック湯の川幼稚園							○								
	認定こども園元町白百合幼稚園							○								
	函館短期大学付属幼稚園							○								
	函館白百合学園幼稚園						○	○								
	函館あおい認定こども園							○								
	亀田ゆたか幼稚園							○								
	函館めぐみ幼稚園							○								
	函館短期大学つどいの広場									○						
	大森浜子育てサロン									○						
	病児保育室「りんごっこ」(あんざいクリニック)								○							
	私立計	1	24	1	2	0	28	48	2	1	12	3	1	1	1	1
	合計	2	24	2	2	0	28	48	2	1	13	3	1	1	1	1

※空欄部分は、該当施設での設定なし

(1) 特定教育・保育施設療育支援補助事業

事業開始 昭和 53 年度(旧障害児保育運営費補助事業)(平成 27 年度改正)

内 容 心身に軽度や中度の障がい有し、集団保育が可能な児童を受け入れ、健常児と一緒に保育を行っている認可保育所および認定こども園に運営費を補助します。

実施状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
施設数	8	7	7
利用延人数	161 人	186 人	182 人

令和 3 年度予算額 16,800 千円

費用の負担 認定こども園(幼稚園型)2 号, 3 号および認定こども園(保育所型)1 号のみ補助基本額の 3 分の 2(国 1/3,道 1/3)の補助があり,その他は全額市費負担

(2) 保育所地域活動事業運営費補助金

事業開始 平成 2 年度

内 容 地域住民の多様化する保育需要に対応するため,保育所が有する専門的機能を活用した各種事業を行っている認可保育所に運営費を補助します。

実施状況

(単位:か所)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
老人福祉施設訪問等 世代間交流	3	3	0
保護者への育児講座	1	1	0
異年齢児との交流	1	1	0
計	5	5	0

令和 3 年度予算額 1,250 千円 ※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

費用の負担 全額市費負担

(3) 一時預かり事業運営費補助事業

事業開始 平成 3 年度(平成 27 年度改正)

内 容 保護者の就労や疾病,入院等のほか,育児に伴う心理的・身体的負担を解消するためなど,一時的に保育を必要とする児童を受け入れる認可保育所,幼稚園および認定こども園に運営費を補助します。

実施状況

(単位:人)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
利用延人数	一般型	9,938	8,913	6,645
	幼稚園型	177,842	182,768	179,830

令和 3 年度予算額 214,085 千円

費用の負担 補助基本額 3 分の 2(国 1/3,道 1/3)の補助があります。

(4) 地域子育て支援センター事業(再掲)

P.21 に掲載

(5) 延長保育運営費補助事業

事業開始 平成2年度(平成27年度改正)

内 容 保護者の就労形態の多様化等に対応するため、通常の利用時間以外の時間において、引き続き保育を実施する認可保育所および認定こども園に運営費を補助します。

実施状況 (単位:か所)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
30分延長	24	25	24
1時間延長	1	1	1
2時間延長	3	2	1
3時間延長	0	0	0
4時間延長	0	0	0
計	28	28	26

令和3年度予算額 17,952千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

(6) 病児保育事業

事業開始 平成24年度(平成27年度改正)

内 容 仕事等で病気の生後6か月から小学6年生までの児童を自宅で保育できないときに、一時的に保育する病院等に運営費を補助します。

利用料 日額 2,000円(減免制度あり)

実施状況 (単位:人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用延人数	359	353	121

令和3年度予算額 11,163千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

(7) 実費徴収に係る補足給付事業

事業開始 平成27年度

内 容 子ども・子育て支援法に規定する支給認定保護者のうち、生活保護世帯等の保護者に対し、認可保育所、幼稚園および認定こども園において、支払うべき給食費(副食材料費)、教材費・行事費等の一部を補助します。

実施状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設数	3	2	3
延人数	73人	106人	118人

令和3年度予算額 321千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

3 令和3年度(2021年度) 函館市保育料

令和3年度(2021年度) 函館市保育料基準額表 (保育認定0～2歳児クラス) ～認可保育所・認定こども園(保育機能)～

対象者

平成30年4月2日以降生まれのお子さんが対象です。
※令和3年度中に満3歳に達したお子さんであっても、令和3年度中はこの保育料基準額表の保育料がかかります。

表の見方

- 1 世帯の市町村民税の課税状況と保護者の市町村民税所得割額の合計をご確認ください。
- 2 **階層区分欄**(課税状況または市町村民税所得割額の合計額)と**世帯の状況等欄**が交差する欄の金額が1か月の保育料です。
※月の途中での入所または退所の場合は日割計算となります。

(単位:円/月)

階層区分 (世帯の市町村民税の課税状況 ・保護者の市町村民税所得割額の合計)	多子 軽減 ※3	世帯の状況等														
		右記以外の世帯						ひとり親・障がい者世帯								
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間					
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降			
生活保護世帯または支援給付世帯	A※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
市町村民税が課税されていない世帯	B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
市町村民税均等割のみ課税されている世帯	C1	7,800	0	0	7,600	0	0	3,900	0	0	3,800	0	0			
市町村民税所得割額が課税されている世帯	(生計を一にする子ども)	24,300円未満	C2	12,300	0	0	12,100	0	0	6,150	0	0	6,050	0	0	
		24,300円以上 48,600円未満	C3	16,700	0	0	16,400	0	0	7,850	0	0	7,700	0	0	
		48,600円以上 53,100円未満	D1	20,400	0	0	20,000	0	0	9,000	0	0	9,000	0	0	
		53,100円以上 62,100円未満	D2	21,800	0	0	21,400	0	0	9,000	0	0	9,000	0	0	
		62,100円以上 77,101円未満	D3	25,100	0	0	24,700	0	0	9,000	0	0	9,000	0	0	
		77,101円以上 80,600円未満		25,100	0	0	24,700	0	0	25,100	0	0	24,700	0	0	
		80,600円以上 98,600円未満		D4	28,500	0	0	28,100	0	0	28,500	0	0	28,100	0	0
		98,600円以上 116,600円未満	D5	32,900	0	0	32,300	0	0	32,900	0	0	32,300	0	0	
	116,600円以上 134,600円未満	D6	36,400	0	0	35,800	0	0	36,400	0	0	35,800	0	0		
	134,600円以上 158,200円未満	D7	40,000	0	0	39,400	0	0	40,000	0	0	39,400	0	0		
	158,200円以上 169,000円未満	(小学校就学前子ども)	169,000円以上 171,900円未満	D8	43,600	0	0	43,000	0	0	43,600	0	0	43,000	0	0
	171,900円以上 294,900円未満		D9	47,600	21,800	0	46,700	21,500	0	47,600	21,800	0	46,700	21,500	0	
	294,900円以上 366,900円未満		D10	51,700	25,850	0	50,800	25,400	0	51,700	25,850	0	50,800	25,400	0	
	366,900円以上 416,400円未満		D11	55,800	27,900	0	54,900	27,450	0	55,800	27,900	0	54,900	27,450	0	
	416,400円以上 456,600円未満		D12	59,700	29,850	0	58,500	29,250	0	59,700	29,850	0	58,500	29,250	0	
	456,600円以上 491,700円未満		D13	64,400	32,200	0	63,200	31,600	0	64,400	32,200	0	63,200	31,600	0	
	491,700円以上 523,800円未満		D14	69,000	34,500	0	67,800	33,900	0	69,000	34,500	0	67,800	33,900	0	
523,800円以上 556,800円未満	D15		73,700	36,850	0	72,100	36,050	0	73,700	36,850	0	72,100	36,050	0		
556,800円以上 589,800円未満	D16		78,400	39,200	0	76,800	38,400	0	78,400	39,200	0	76,800	38,400	0		
589,800円以上	D17	86,200	43,100	0	84,600	42,300	0	86,200	43,100	0	84,600	42,300	0			

※1 階層区分A: 「生活保護受給世帯」または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に規定する支援給付を受給している世帯

※2 所得割額: 4月分から8月分の保育料は前年度、9月分から翌3月分の保育料は当該年度の市町村民税所得割額を用いて算定します。
<税額控除によって減税されている方>
次の控除金額を足し戻した額(減税前の金額)で算定します。
住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除

※3 多子軽減: お子さんが2人以上いる場合、第2子以降のお子さんの保育料が軽減されます。
所得割額によって、数えるお子さんの範囲が異なります。

169,000円未満の世帯: 年齢を問わず生計を一にしている子どもを第1子、第2子と数えます。
・同居している場合
・別居で生活費や学資金等を常に送金している場合や余暇には起居を共にしている場合
(別居している場合には申立書や確認書類の提出が必要となります。)

169,000円以上の世帯: 同一世帯の小学校就学前の保育所等に在籍している※子どもだけで第1子、第2子と数えます。
※認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校の幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合

4 私立特定教育・保育施設に対する助成

(1) 質向上事業給付金

事業開始 平成 27 年度

内 容 私立の特定教育・保育施設において、特色のある教育・保育を実践するため、多様な教育・保育サービスを提供するための費用の一部を給付金として支給します。

実施状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
施設数	44	34	31
給付金額	41,111 千円	39,855 千円	36,113 千円

令和 3 年度予算額 45,115 千円

費用の負担 全額市費負担

(2) 保育体制強化事業費補助金

事業開始 令和元年度

内 容 私立の特定教育・保育施設において、保育に係る周辺業務を行う者を配置するための費用の一部を補助します。

実施状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
施設数	—	21	21
給付金額	— 千円	13,307 千円	16,106 千円

令和 3 年度予算額 42,975 千円

費用の負担 補助対象額の4分の3(国1/2, 道1/4)の補助があります。

※令和3年度から、園外活動時見守り業務についての一部補助を追加

5 認可外保育施設に対する助成

(1) 低年齢児保育対策事業

事業開始 平成 10 年度

内 容 女性の社会進出の増大や就労形態の多様化に伴い、低年齢児の保育ニーズが高まっていることから、認可外保育施設に入所する低年齢児の福祉向上を図ります。

補助状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
施設数	3	3	1
補給金額	6,765 千円	6,765 千円	2,255 千円

令和 3 年度予算額 4,510 千円

費用の負担 全額市費負担

6 児童福祉施設に対する助成

(1) 児童福祉施設産休等代替職員費補助事業

事業開始 平成 17 年度

内 容 児童福祉施設の保育士等職員が出産または傷病のため、長期休暇を必要とし、代替職員を任用した場合の所要経費を補助し、職員の母体の保護または専心療養の保障を図るとともに、施設における児童の処遇を確保します。

実施状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
申請件数	5	0	2
補助金額	2,064 千円	0 千円	441 千円

令和 3 年度予算額 1,513 千円

費用の負担 全額市費負担

7 地域放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の概要

(1) 放課後児童健全育成事業

事業開始 平成 11 年度

利用状況 放課後児童クラブとは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、その健全な育成を図ることを目的とし、父母会や NPO 法人などの団体に事業を委託等し、運営しております。

令和 3 年 4 月 1 日現在の放課後児童クラブは、64 か所で、2,488 人の児童が利用しています。

学年別入所児童数 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

(単位:人)

区 分	総 数	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
児童数	2,488	615	589	509	373	261	141
	(61)	(5)	(14)	(14)	(8)	(10)	(10)

※ ()は、障がいがある児童の内数

推 移

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
施設数	59	60	64
入所児童数	2,359 人	2,452 人	2,488 人

令和 3 年度予算額 896,527 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(2) 学童保育施設整備事業

事業開始 平成 15 年度

内 容 「函館市における放課後児童健全育成事業の基本的なあり方」に基づき、公共施設(学校内余裕教室等)の活用を推進します。

実施状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
整備施設数	1	0	0

令和 3 年度予算額 0 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

令和3年度 校区別放課後児童クラブ開設状況

(令和3年4月1日現在)

No.	小学校名	校区内の放課後児童クラブ	
		名称	実施場所
1	弥生小学校	共同学童保育所ちびっ子クラブ	学校併設
2	青柳小学校	学童保育所来夢	余裕教室
		学童クラブひのてん	民家等
3	あさひ小学校	共同学童保育所どんぐりクラブ	民家等
4	中央小学校	学童クラブさんさんさん	民家等
5	北星小学校	学童保育所こぼとクラブ	余裕教室
6	八幡小学校	共同学童保育所第1風の子クラブ	民家等
		共同学童保育所第2風の子クラブ	余裕教室
		共同学童保育所第3風の子クラブ	民家等
7	港小学校	学童保育所たんぼぼクラブ	児童館
		学童保育所第二たんぼぼクラブ	民家等
8	中島小学校	共同学童保育所たけのこクラブ	余裕教室
9	千代田小学校	国の華幼稚園キリンクラブ	認定こども園
10	柏野小学校	学童保育所わんぱくクラブ	民家等
		学童保育じゃんぷ杉並町クラブ	民家等
11	大森浜小学校	大森浜学童保育所あかねキッズクラブ大森浜	児童館
		学童保育所にっこにこクラブ	民家等
		あおぞら共同学童保育所	民家等
12	駒場小学校	学童保育所ぼうけんクラブ	余裕教室
		学童保育所乃木ぼうけんクラブ	民間専用施設
13	深堀小学校	学童保育所スマイルキッズクラブ	民間専用施設
		学童保育所スマイルキッズクラブⅡ	民間専用施設
14	日吉が丘小学校	日吉が丘学童保育所あかねキッズクラブ日吉	余裕教室
		日吉が丘学童保育所あかねキッズクラブ日吉第2	余裕教室
15	北日吉小学校	共同学童保育所ポプラクラブ	余裕教室
		学童保育所日吉クラブ	民家等
16	湯川小学校	湯川共同学童保育所はらっぱクラブ	民家等
17	高丘小学校	高丘幼稚園学童クラブスピリッツ	認定こども園
18	上湯川小学校	学童保育所すずらんクラブ	余裕教室
19	旭岡小学校	学童保育所にじのはなクラブ	民家等
20	東小学校	共同学童保育所キティーズクラブ	余裕教室
21	桔梗小学校	共同学童保育所ききょうクラブ第1	民家等
		共同学童保育所ききょうクラブ第2	民家等
		アフタースクールライラック	認定こども園
		学童保育所いちばん星クラブいちばん	民間専用施設
		学童保育所いちばん星クラブほし	民間専用施設
学童保育所いちばん星クラブすばる	民間専用施設		
22	中の沢小学校	共同学童クラブ宝島	児童館
		学童アライブ	幼稚園
23	北昭和小学校	学童保育所森の聖	民家等
		学童保育所森のきのこ	民家等
24	昭和小学校	共同学童保育所昭和ありんこクラブ	民家等
		共同学童保育所昭和ありんこクラブ1丁目	民家等
25	亀田小学校	チャイルドケアスコレー	民家等
		共同学童保育所亀田ありんこクラブ第1	余裕教室
		共同学童保育所亀田ありんこクラブ第2	余裕教室
		放課後児童クラブらるご	余裕教室
26	赤川小学校	学童クラブてんからとんころ	民家等
27	中央小学校	美原共同学童保育所どじょっ子クラブ	余裕教室
28	北美原小学校	共同学童保育所元気クラブ	児童館
		学童保育所北美原たいようクラブ	民家等
		学童保育所北美原第2たいようクラブ	民家等
		学童保育所北美原第3たいようクラブ	民家等
学童保育楽	民家等		
29	鍛神小学校	学童保育所「ひかりのおくりものいっ種」	民間専用施設
		共同学童保育海の子クラブ	余裕教室
		共同学童保育海の子クラブ第2	余裕教室
		学童保育じゃんぷ中道クラブ	民家等
30	神山小学校	学童保育所地藏っ子クラブ	民間専用施設
		学童保育所第二地藏っ子クラブ	民間専用施設
31	東山小学校	学童保育所おひさまいろクラブ	民家等
		学童保育所第二おひさまいろクラブ	民家等
32	本通小学校	共同学童保育所本通クラブ	民家等
33	南本通小学校	花園学童クラブ	民家等
合計			64か所

青少年健全育成

1 放課後子ども教室推進事業

事業開始 平成 19 年度

内 容 放課後に小学校の余裕教室等を活用した安心・安全な子どもの活動場所を設け、地域の方々の参画を得て、遊びや体験活動などを実施します。

開催状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開催回数	345 回	314 回	97 回
延参加児童数	13,044 人	12,841 人	3,904 人

令和 3 年度予算額 4,808 千円

費用の負担 補助対象額の 3 分の 1 の国庫補助があります。

2 街頭補導活動

事業開始 昭和 34 年

内 容 青少年の非行を未然に防止し、早期に適切な指導を行うため、育成補導員および少年補導委員が、カラオケボックス、ゲームセンターなどを巡回します。

実施状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補導	53 人	44 人	12 人
注意	438 人	279 人	226 人

令和 3 年度予算額 851 千円

費用の負担 全額市費負担

3 有害図書等販売状況一斉立入調査

内 容 北海道青少年健全育成条例に基づき、書店やカラオケボックス等への一斉立入調査を 7 月または 11 月に実施し、青少年の健全育成の立場から店主等への指導および協力依頼を行います。

実施状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
調査件数	25 件	18 件	21 件

4 地域子ども交歓会

内 容 少年野球等の交歓会に対して賞状を交付し、地域相互の友情と健康で明るい子どもの育成を図ります。

実施状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
交付交歓会	2 件	2 件	1 件
賞状	15 枚	16 枚	10 枚

令和 3 年度予算額 1 千円

費用の負担 全額市費負担

5 青少年育成フォーラム

事業開始 昭和 58 年度

内 容 青少年の健全育成を図るため、保護観察所、渡島総合振興局、函館地区保護司会との共催によりフォーラムを開催するもので、内閣総理大臣や北海道知事のメッセージ伝達や少年の主張渡島地区大会入賞者の発表などを行います。

令和 3 年度予算額 5 千円

費用の負担 共催している各関係機関において、役割に応じて予算の範囲内で負担

6 青少年活動表彰

事業開始 昭和 46 年度

内 容 青少年活動に顕著な功績のあった方や他の模範となる行いをした方などを表彰し、青少年の健全育成を推進します。

実施状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
青少年育成功労賞	3 人	2 人 1 団体	1 団体
勤労青少年サークル育成指導賞	該当なし	該当なし	該当なし
ジュニア活動賞	5 人 1 団体	4 人	4 人
青少年活動貢献賞	1 人	1 人	該当なし

令和 3 年度予算額 67 千円

費用の負担 全額市費負担

7 はこだてキッズタウン

事業開始 平成 22 年度

内 容 ボランティアによる出展企業等の協力のもとで、子どもたちが様々な職業体験を行うとともに、その就労体験で得た疑似通貨による消費体験を行います。

実施状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
募集人数	500 人	500 人	中止
出展(体験)数	24	24	

令和 3 年度予算額 502 千円

費用の負担 実行委員会負担金として経費の一部を負担しています。

8 青少年自立支援事業

事業開始 平成 24 年度

内 容 自立援助ホームの入所者の就労および自立を促進するため、自立援助ホーム入所者が普通自動車運転免許を取得する際の経済的な支援を図ります。

令和 3 年度予算額 100 千円

費用の負担 全額市費負担

各種手当・助成

1 各種手当制度

(1) 遺児手当

事業開始 昭和 48 年 12 月 1 日 (平成 8 年 4 月 改正)
 内 容 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある、父および母を失った遺児または不慮の事故、災害により父母のいずれかを失った遺児の養育者に手当を支給します。

手当月額 父および母を失った遺児 1 人につき
 ① 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで 3,000 円
 ② 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで (①を除く) 5,000 円
 不慮の事故または災害により父母のいずれかを失った遺児 1 人につき
 ② 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで 1,500 円
 ③ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで (①を除く) 2,500 円

支給状況 (各年度 4 月 1 日 現在 単位: 人)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
受給者数	父母を失った者	12	11	12	
	父母のいずれかを失った者	9	12	12	
対象遺児数	父母を失った者	①	8	8	9
		②	4	6	5
	父母のいずれかを失った者	①	16	14	13
		②	6	7	6

注) ①, ②は手当月額欄を参照

令和 3 年度予算額 1,116 千円

費用の負担 全額市費負担

(2) 児童手当

事業開始 昭和 47 年1月1日

内 容 <児童手当>

中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に手当を支給します。なお、平成24年6月分以降に、一定の所得要件を満たす方に支給します。

<特例給付>

平成24年6月分以降の児童手当の受給者で、所得制限により児童手当を受給できない方に支給します(当面の間の特例措置です)。

手当月額	3歳未満	15,000円
	3歳以上小学校修了前第1子および第2子	10,000円
	3歳以上小学校修了前第3子以上	15,000円
	小学校修了後中学校修了まで	10,000円
特例給付		5,000円

支給状況

(各年度4月1日現在 単位:人)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	児童手当	特例給付	児童手当	特例給付	児童手当	特例給付
受給者数	14,088	563	13,573	589	13,078	606
対象児童数	22,124	912	21,373	936	20,603	967

令和3年度予算額 2,781,840千円

費用負担割合

区 分		国	道	市
3歳未満	被用者	37/45	4/45	4/45
	非被用者	4/6	1/6	1/6
3歳以上	第1子,第2子	4/6	1/6	1/6
小学校修了前	第3子以降	4/6	1/6	1/6
中学生		4/6	1/6	1/6
特定施設等入所児童		4/6	1/6	1/6

(3) 児童扶養手当

事業開始 昭和 37 年1月1日
内 容 父または母がいない(離婚, 死亡等のほか父または母が精神や身体に国の定める程度の障がいがある場合, 生死不明, 遺棄, 拘禁等を含む。)または父母ともいない 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある(精神や身体に国の定める程度の障がいがある場合は 20 歳未満の)児童の養育者に対し手当を支給することにより, その生活の安定を図ります。

手当月額 児童 1 人の場合 10,180 円～43,160 円
児童 2 人目加算額 5,100 円～10,190 円
児童 3 人目以降加算額 3,060 円～ 6,110 円

※ 手当月額は所得金額によって異なります。

支給状況 (各年度4月1日現在 単位:人)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数	3,589	3,429	3,337
対象児童数	5,132	4,928	4,749

令和 3 年度予算額 1,547,652 千円

費用の負担 負担対象額の 3 分の 1 の国庫負担があります。

2 各種助成制度

(1) 子ども医療費助成

事業開始 昭和 48 年 6 月 1 日

内 容 満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までのお子さんが、医療機関で診療を受けたときの保険診療に係わる医療費を助成します。

※保険診療による自己負担額から一部負担金(医療費の 1 割)を除いた額。

※「3 歳未満の子ども」、「非課税世帯の子ども」および「すべての受給者に係る入院および指定訪問看護」の医療費については自己負担なしとなります。

【※所得制限有り:児童手当法に準拠】

助成方法 北海道内の医療機関:現物給付

その他:現金給付

医療費の推移

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受給者(年間平均:人)	21,016	20,526	19,997
受診件数(年間)	293,096	288,831	224,836
1人当り(件)	13.9	14.1	11.2
助成費(年間)	455,491,261	413,548,658	339,557,479
1人当り(円)	21,674	20,148	16,980
1件当り(円)	1,554	1,432	1,510

令和 3 年度予算額 475, 528 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の道費補助があります。

(2) ひとり親家庭等医療費助成

事業開始 昭和 48 年 9 月 1 日

内 容 20 歳未満の子とひとり親家庭の母または父が医療機関で診療を受けたときの
 保険診療に係わる医療費を助成します。
 ※保険診療による自己負担額から一部負担金(医療費の 1 割)を除いた額。
 ただし、母または父は入院および指定訪問看護のみ助成。
 ※「3 歳未満の子ども」、「非課税世帯の子ども」および「すべての受給者に係
 る入院および指定訪問看護」の医療費については自己負担なしとなります。
【所得制限有り:児童扶養手当法に準拠】

助成方法 北海道内の医療機関:現物給付
 その他:現金給付

医療費の推移

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受給者(年間平均:人)	8,438	7,986	7,741
受診件数(年間)	52,888	50,845	42,411
1人当たり(件)	6.3	6.4	5.5
助成費(年間)	113,314,806	101,729,600	93,429,946
1人当たり(円)	13,986	12,738	12,070
1件当たり(円)	2,143	2,001	2,203

令和 3 年度予算額 117, 361 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の道費補助があります。

ひとり親家庭に対する支援

1 ひとり親家庭に対する支援策

(1) ひとり親家庭サポート・ステーション

事業開始 昭和 28 年度

内 容 母子家庭・父子家庭や寡婦の方の各種の相談に応じるため、「ひとり親家庭サポート・ステーション」(令和元年7月に「母子・父子自立支援・女性相談室」から名称変更)に専門の相談員(母子・父子自立支援員)(会計年度任用職員5人)を配置しています。

設置場所 福祉事務所子育て支援課内, 福祉事務所亀田福祉課内

相談状況		(単位:件)		
区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
生活一般	514 (13)	569 (13)	611 (7)	
うちDV関係	13 (0)	16 (1)	14 (0)	
児 童	189 (8)	263 (15)	256 (8)	
生活援護	1,059 (35)	876 (22)	1,027 (52)	
そ の 他	94 (0)	109 (0)	124 (0)	
計	1,856 (56)	1,817 (56)	2,018 (67)	

※()内は総数のうち父子相談の件数

令和3年度予算額 584千円(ひとり親家庭関連事務費)

費用の負担 全額市費負担

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

事業開始 母子福祉資金 昭和 39 年 7 月 1 日, 寡婦福祉資金 昭和 44 年 11 月 1 日

※中核市移行により北海道から移管(平成 17 年 10 月)

父子福祉資金 平成 26 年 10 月 1 日

内 容 母子家庭および父子家庭ならびに寡婦家庭の生活の安定と経済的自立更生を図るため, 必要な各種資金の貸付をします。

令和3年度予算額 225,195千円

費用の負担 全額市費負担

貸付金の種類(令和2年度)

(令和3年4月1日現在)

貸付金の種類	貸付対象者	貸付金の貸付限度額		据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	3,030,000円以内 (団体4,560,000円以内)		貸付の日から 1年間	据置期間経過後 7年以内	無利子 ※1
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	1,520,000円以内 (団体1,520,000円以内)		貸付の日から 6か月	据置期間経過後 7年以内	無利子 ※1
修学資金	母子・父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	高校	私立月額 52,500円以内 公立月額 34,500円以内	卒業後6か月	据置期間経過後 20年以内	無利子
		高専	私立月額 115,000円以内 公立月額 76,500円以内			
		短大	私立月額 131,000円以内 公立月額 96,500円以内			
		大学	私立月額 146,000円以内 公立月額 108,500円以内			
		大学院	修士課程 132,000円以内 博士課程 183,000円以内			
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	月額 68,000円以内 (自動車運転免許取得の場合 460,000円以内)(特別の場合816,000円以内)		習得期間満了後 1年間	据置期間経過後 20年以内	無利子 ※1
修業資金	母子・父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	月額 68,000円以内 (特別の場合460,000円以内)		技能習得後 1年間	据置期間経過後 20年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦	100,000円以内 (特別の場合330,000円以内)		貸付の日から 1年間	据置期間経過後 6年以内	無利子※2
医療介護資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子家庭の児童 寡婦	340,000円以内 (特別の場合480,000円以内) (介護の場合500,000円以内)		医療または介護を受ける期間満了後 6か月	据置期間経過後 5年以内	無利子 ※1
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	月額 105,000円以内 (生計中心者でない場合または現に扶養する子のいない寡婦69,000円以内) (技能習得期間中の場合 141,000円以内)		技能習得,医療介護 生活安定貸付期間満了後6か月	据置期間経過後 技能習得20年以内 医療介護5年以内	無利子 ※1
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	1,500,000円以内 (特別の場合2,000,000円以内)		貸付の日から 6か月	据置期間経過後 6年以内(特別な場合7年以内)	無利子 ※1
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	260,000円以内		貸付の日から 6か月	据置期間経過後 3年以内	無利子 ※1
就学支度資金	母子・父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	小学校 64,300円以内 中学校 81,000円以内 高校 160,000円以内 (私立または専修学校の高等課程 420,000円以内) 大学, 短大, 大学院 420,000円以内 (私立または専修学校の専門課程 590,000円以内) 修業施設 282,000円以内	卒業後6か月	据置期間経過後 20年以内	無利子	
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦の子	300,000円以内		貸付の日から 6か月	据置期間経過後5年以内	無利子 ※1

※1 連帯保証人を立てた場合は無利子, 連帯保証人を立てない場合は年1.0%となります。

※2 子にかかる申請の場合は, 連帯保証人の有無に関わらず無利子となります。

本人にかかる申請の場合は, 連帯保証人を立てた場合は無利子, 連帯保証人を立てない場合は年1.0%となります。

貸付金の実施状況

(単位:件, 千円)

資金の種類	区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始	母子	0	0	0	0	0	0
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
事業継続	母子	0	0	0	0	0	0
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
修学	母子	54	31,704	47	24,533	40	26,137
	父子	2	684	2	624	3	3,020
	寡婦	1	420	1	912	2	1,440
技能習得	母子	0	0	2	1,330	4	1,803
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
修業	母子	1	280	4	1,619	3	1,584
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
就職支度	母子	1	99	0	0	1	71
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
医療介護	母子	1	80	0	0	0	0
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
生活	母子	14	5,187	13	2,438	5	950
	父子	2	264	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
住宅	母子	0	0	0	0	0	0
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
転宅	母子	3	571	2	390	3	570
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
就学支度	母子	22	6,569	43	14,196	41	13,712
	父子	2	267	1	250	5	1,550
	寡婦	1	168	1	590	2	833
結婚	母子	0	0	0	0	0	0
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
計	母子	96	44,490	111	44,506	97	44,827
	父子	6	1,215	3	874	8	4,570
	寡婦	2	588	2	1,502	4	2,273

(3) 母子生活支援施設(母子ホーム)

内 容 母子家庭の母と子が一緒に入所する施設で、自立できるまでの期間、常駐する母子指導員等が、生活全般を支援します。

入所状況 (各年度4月1日現在)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
松陰母子ホーム	20世帯	48人	19世帯	45人	18世帯	41人
高砂母子ホーム	20世帯	49人	20世帯	52人	20世帯	51人
計	40世帯	97人	39世帯	97人	38世帯	92人

令和3年度予算額 158,978 千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担があります。

(4) 身元保証人確保対策事業

事業開始 平成19年度

内 容 母子生活支援施設に入所中または退所した母子に対し、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保し、社会的自立を支援します。

令和3年度予算額 41 千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫補助があります。

(5) 母子・父子福祉センター

内 容 母子・父子家庭・寡婦の方々を対象に各種の相談に応じるとともに、自立促進のための技能習得事業や生きがいを深め、健康で明るい生活を送ってもらうための趣味・教養教室を開催します。

所在地 若松町33番6号 函館市総合福祉センター3階

面積 471.49 m²(共用部分は除く。)

委託先 (社福)函館市社会福祉協議会

開館 平成6年4月1日

開館時間 午前9時～午後9時

設備 技能習得室、教養娯楽室、相談室、会議室、保育室、事務室

令和元年度実施事業

技能習得事業(ワード教室, エクセル教室)

趣味・教養等教室(料理, 歌謡, ヨガ, 書道, 体操他)

利用状況 (単位:件, 人)

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
技能習得室	151	2,102	137	1,683	23	172
教養娯楽室	479	5,368	436	5,121	206	1,445
保育室	115	749	152	673	45	279
第1会議室	435	4,998	387	4,347	266	1,931
第2会議室	508	4,192	456	3,620	318	2,040
計	1,688	17,409	1,568	15,444	858	5,867

令和3年度予算額 保健福祉部所管

(6) ひとり親家庭のしおり

事業開始 平成 6 年度

内 容 ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、各種制度や相談窓口等を紹介した冊子を作成し、ひとり親になられた方等へ配付します。

令和 3 年度予算額 558 千円 (1,000 部)

費用の負担 全額市費負担

(7) ひとり親家庭等奉仕員派遣事業

事業開始 平成 16 年度

内 容 ひとり親家庭等の方が、疾病等の理由で一時的に生活援助等のサービスが必要な場合に、その生活を支援する者を派遣します。

実施団体 (社福)函館市社会福祉協議会

利用時間 午前8時～午後6時

利用料金 生活保護, 市民税非課税世帯 無料

(1 時間あたり) 児童扶養手当支給水準の世帯 150 円

その他の世帯 300 円

実施状況

(単位:日)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用日数	171	243	255

令和 3 年度予算額 1,023 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(8) 母子家庭等自立支援給付金支給事業

事業開始 平成 16 年度

内 容 母子家庭の母または父子家庭の父の主体的な能力開発に対する取り組みを支援し、資格取得期間中の安定した修業環境の提供や経済的自立を促進するために各種給付金を支給します。

① 自立支援教育訓練給付金

教育訓練講座の受講者に受講料の一部を支給します。

一般・特別教育訓練受講の場合 12,000 円～200,000 円(上限)

専門実践教育訓練受講の場合 800,000 円(上限)

(受講料の 60%, 雇用保険の対象となる場合はその差額)

② 高等職業訓練促進給付金等

ア 高等職業訓練促進給付金

看護師, 介護福祉士, 保育士, 歯科衛生士, 美容師, 調理師, 製菓衛生師などの資格取得のため1年以上(令和3年度に限り半年以上)養成機関で修業する者に対し, 生活の負担の軽減を図るため, 申請月以降の修業期間(上限4年間)に次の給付金を支給します。

市民税非課税世帯	月額	100,000 円(最終年は 140,000 円)
上記以外の世帯	月額	70,500 円(最終年は 110,500 円)

イ 高等職業訓練修了支援給付金

- ・市民税非課税世帯 50,000 円
- ・上記以外の世帯 25,000 円

実施状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立支援教育訓練給付金	8人	13人	4人
高等技能訓練促進給付金	15人	9人	9人

令和3年度予算額 18,195 千円

費用の負担 補助基準額の4分の3の国庫補助があります。

(9) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

事業開始 平成16年7月

※中核市移行により, 平成17年10月北海道から移管, 以降北海道と函館市の合同で運営

内 容 母子家庭の母および父子家庭の父ならびに寡婦に対する総合的な自立支援策の一環として, 就業相談, 講習会などを柱とした事業を展開し, 就業を促進します。

(就業相談員1名, 就業促進員1名を配置)

所在地 若松町35番16号

委託先 (社福) 函館市民生事業協会

利用状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就業相談	242件	219件	191件
企業訪問	320件	291件	52件
就業実績	23人	24人	23人

令和3年度予算額 4,438 千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助があります。

(10) 母子自立支援プログラム策定事業

事業開始 平成 19 年 4 月
内 容 就職や転職を希望する児童扶養手当受給者を対象に、専門の相談員が面談のうえ、本人の希望や実情に対応した自立支援計画書(プログラム)を策定して、個々に応じたきめ細かな就業支援を行います。

所在地 若松町 35 番 16 号
委託先 (社福) 函館市民生事業協会

利用状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
プログラム策定件数	15件	12件	16件
就業実績	8人	9人	12人

令和 3 年度予算額 360 千円

費用の負担 補助基準額の 10 分の 10 の国庫補助があります。

(11) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

事業開始 平成 28 年度
内 容 高校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親および児童が、より良い条件での就業や転職へ繋げるために高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合の学び直しを支援し給付金を支給します。

実施状況 (単位:件)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
申請件数	0	0	0

令和 3 年度予算額 150 千円

費用の負担 補助基準額の 4 分の 3 の国庫補助があります。

(12) ひとり親家庭等子どものための学習支援事業

事業開始 平成 30 年度
内 容 訪問相談支援員がひとり親家庭等を訪問し、学習支援を必要とする子どもを把握するとともに、月 1 回程度訪問し、ひとり親等の相談に応じるほか、子どもに対しても基本的な生活習慣の習得支援や生活指導を行う。

実施状況

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
支援児童数	15人	19人	18人

令和 3 年度予算額 2,214 千円

費用の負担 補助基本額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(13) ひとり親家庭技能習得支援給付金支給事業

事業開始 令和元年度
内 容 高等職業訓練促進給付金を受給しながら看護師等の資格の取得を目指す者を対象に、授業料等の経済的負担の軽減を図るため、補助金を支給します。授業料等に係る費用の 50% (50 万円上限) を支給 (同様の制度との調整あり)

実施状況

年 度	令和元年度	令和2年度
受給件数	7人	5人

令和 3 年度予算額 4,864 千円

費用の負担 全額市費負担

(14) ひとり親家庭等就労自立支援給付金支給事業

事業開始 令和元年度
内 容 自立支援プログラム策定事業を利用して就職し、雇用保険の被保険者となった者を対象に、経済的負担の軽減と仕事への意欲向上を図るため、就職の支度に必要な費用として3万円の補助金を支給します。

実施状況

年 度	令和元年度	令和2年度
受給件数	9人	9人

令和3年度予算額 540千円

費用の負担 全額市費負担